

国立大学法人東京外国語大学 T U F S 地域研究センター規程

〔 令和 5 年 7 月 25 日 〕
規 則 第 89 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に置く T U F S 地域研究センター（以下「TASC」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 TASC は、日本と直結するグローバルな諸地域の課題に対して、本学がこれまで推進してきた世界の言語・文化・社会に関する学術研究を発展させ、その成果を踏まえた貢献を行い、広く世界の平和構築と国際協調に寄与していくことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 TASC は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 地域研究の推進
- (2) 地域研究の成果を社会ニーズに応じた形で社会に提供する研究シンクタンク事業
- (3) 地域研究の成果を活用する社会貢献事業
- (4) 地域を理解し国際協調に貢献できる人材育成事業

(TASC 長)

第 4 条 TASC 長は、本学教員のうちから学長が指名する。

- 2 TASC 長は、第 3 条各号に掲げる事項を掌理する。
- 3 TASC 長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該 TASC 長を指名した学長の任期を超えることができない。
- 4 TASC 長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副 TASC 長)

第 5 条 副 TASC 長は、本学教員のうちから TASC 長が指名する。

- 2 副 TASC 長は TASC 長を補佐して TASC の業務を掌理し、TASC 長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 副 TASC 長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該副 TASC 長を指名した TASC 長の任期を超えることはできない。
- 4 副 TASC 長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第 6 条 TASC にセンター員として必要な教員及び職員を置くことができる。

(センター会議)

第 7 条 TASC の管理・運営等に関する重要な事項を審議するため、研究アドミニストレー

ション・オフィスの下にセンター会議を置く。

2 センター会議の審議内容は、研究アドミニストレーション・オフィス及び総合戦略会議に報告し、重要事項については、その承認を得るものとする。

3 センター会議のもとにワーキング・グループを置くことができる。

(事務)

第8条 TASCに関する事務は、総務企画部研究協力課において所掌する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、TASCの管理運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月25日から施行する。